

記入例（個人）

黒のボールペンで、送金人ご本人様による自署でご記入ください。
 ローマ字活字体の大文字でご記入ください。
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

BNI外国送金用口座申込書兼告知書

- MOHON DIISI DENGAN HURUF BESAR.
- MOHON DIISI DENGAN BOLPEN HITAM.
- MOHON BERI TANDA ☒ APABILA DIPERLUKAN.

- アルファベットは大文字でご記入ください。
- 黒インクのボールペンでご記入ください。
- ☐にチェックを入れてください。

Date: _____

INFORMASI PENDAFTAR KIRIMAN UANG	NAMA PENDAFTAR 送金依頼人氏名(ローマ字 姓・名) YAMADA TARO 上記の日本語表記 山田 太郎		TANGGAL LAHIR 生年月日 Tahun (年) / Bulan (月) / Tanggal (日) 1970 年 7 月 7 日	KEWARGANEGARAAN 国籍 日本
	ALAMAT RUMAH ご依頼人住所(ふりがな) *HARUS SAMA DENGAN KARTU IDENTITAS 本人確認書類と同一の住所 KODE POS 〒 100-0001 とうきょうと ちよだく まるのうち 東京都千代田区丸の内 3-1-X			
	NO. TELEPON YANG DAPAT HUBUNGI HARUS DIISI. 日中連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。	NO. TELEPON 電話番号 03-0000-0000	NO. HP 携帯電話番号 090-0000-0000	NO. FAX FAX番号 03-0000-0000
	PEKERJAAN ご職業 会社員	NAMA PERUSAHAAN 勤務先 株式会社ビーエヌアイ		
	ALAMAT PERUSAHAAN 勤務先所在地 東京都千代田区丸の内 3-1-X		NO. TEL PERUSAHAAN 勤務先電話番号 03-0000-000X	NO. FAX PERUSAHAAN 勤務先FAX番号 03-0000-000X
	SUMBER DANA 送金原資 ☒ GAJI 給与 ☐ TABUNGAN 預金 ☐ DANA USAHA 事業資金 ☐ BEASISWA 奨学金 ☐ LAIN-LAIN その他 ☐	PERKIRAAN BERAPA KALI KIRIMAN UANG DALAM SETAHUN 年間利用予定回数 12	PERKIRAAN JUMLAH KIRIMAN UANG DALAM SETAHUN (YEN) 年間予想合計送金額(日本円) ¥1,000,000.-	
	☐ Berdasarkan Undang Undang Perdagangan Luar Negeri dan Valuta Asing (Foreign Exchange Law), menyatakan bahwa kiriman uang ini tidak terkait dengan Korea Utara dan Iran. ☒ 外為法における北朝鮮・イラン関連規制に該当しません。		Saya/Kami tidak termasuk kategori Foreign PEPs*. ☐ Ya ☐ Tidak *Politically Exposed Persons 外国の重要な公的地位にある者に該当しません。 ☒ はい ☐ いいえ	
	Sarat dan Ketentuan (Terms and Conditions) dalam media informasi pribadi kepada pihak-parti yang terdapat di bawah ini.			
	登録日から1年間のお取り扱い送金額となります。 例：家族への生活費として、 毎月1回 7-8 万円送る予定。 8万円×12回=96万 約100万円。			
	ご確認の上「はい」または「いいえ」のいずれかに✓を入れてください。ご本人またはご家族の方が「外国の重要な公的地位にある者※」がいない場合には「はい」に✓を記入ください。「外国の重要な公的地位にある者」の例：外国において、首相、大臣、国会議員、大使、軍高官、中央銀行役員、国営企業の役員、最高裁判所裁判官などに相当する方です。ご家族、退職・退官された方も含みます。日本国において、その役職の方は対象外です。			
NAMA PENERIMA* 受取人氏名(注：口座名義と同一) *) HARUS SAMA DENGAN PEMEGANG REKENING. YAMADA HANAKO		HUBUNGAN DENGAN PENERIMA 受取人との関係 妻		
ALAMAT PENERIMA* 受取人住所 *) ISILAH LENGKAP. JL. GAJAH MADA NO.XX RENON DENPASAR BALI		NO. TELEPON PENERIMA 受取人電話番号 0361-00000		
BANK PEMBAYAR 支払先銀行名 BNI		MATA UANG 送金通貨 以下の通貨の内1つをお選びください。 JPY (円) ⇒ ☒ RUPIAH (IDR) インドネシアルピア JPY (円) ⇒ ☐ US DOLLAR (USD) USドル JPY (円) ⇒ ☐ YEN (JPY) 日本円		
KANTOR CABANG 支店名 RENON		TUJUAN KIRIMAN UANG 送金目的 ☐ BIAYA HIDUP KELUARGA / 生活費 ☒ TABUNGAN / 預金 ☐ PEMBAYARAN BARANG / 商品代金支払い [DETIL BARANG / 商品購入内容 NEGARA ASAL / 原産地 PELABUHAN MUAT / 船積地 Untuk pembayaran perdagangan perantara, mohon isi kota tujuan. 仲介貿易取引の場合は仕向地の記載をお願いします。 ☐ LAIN-LAIN / その他]		
ALAMAT KANTOR CABANG 支店所在地 *JIKA ANDA TAHU. 判明していれば。				
NOMOR REKENING PENERIMA 受取人口座番号 0000000000				

※「外国政府等において重要な公的地位にある者」の詳しいご案内は、「外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加について」をご覧ください。

送金依頼人のマイナンバー（個人番号）をご記入ください。
 併せて個人番号を確認できる書類のコピーをご送付ください。

My Number 123456789012

APLIKASI REKENING KIRIMAN UANG BNI KE LUAR NEGERI DENGAN PERNYATAAN

BNI外国送金用口座申込書兼告知書

- MOHON DIISI DENGAN HURUF BESAR.
- MOHON DIISI DENGAN BOLPEN HITAM.
- MOHON BERI TANDA ☒ APABILA DIPERLUKAN.

- アルファベットは大文字でご記入ください。
- 黒インクのボールペンでご記入ください。
- ☐ にチェックを入れてください。

Date: _____

INFORMASI PENDAFTAR KIRIMAN UANG
送金人情報

NAMA PENDAFTAR 送金依頼人氏名(ローマ字 姓・名) 上記の日本語表記 ()		TANGGAL LAHIR 生年月日 Tahun (年) / Bulan (月) / Tanggal (日)	KEWARGANEGARAAN 国籍
ALAMAT RUMAH ご依頼人住所(ふりがな) *HARUS SAMA DENGAN KARTU IDENTITAS 本人確認書類と同一の住所 KODE POS 〒			
NO. TELEPON YANG DAPAT HUBUNGI HARUS DIISI. 日中連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。		NO. TELEPON 電話番号	NO. HP 携帯電話番号
PEKERJAAN ご職業		NAMA PERUSAHAAN 勤務先	
ALAMAT PERUSAHAAN 勤務先所在地		NO. TEL PERUSAHAAN 勤務先電話番号	NO. FAX PERUSAHAAN 勤務先FAX番号
SUMBER DANA 送金原資 ☐ GAJI 給与 ☐ TABUNGAN 預金 ☐ DANA USAHA 事業資金 ☐ BEASISWA 奨学金 ☐ LAIN-LAIN その他 ➡		PERKIRAAN BERAPA KALI KIRIMAN UANG DALAM SETAHUN 年間利用予定回数	PERKIRAAN JUMLAH KIRIMAN UANG DALAM SETAHUN (YEN) 年間予想合計送金額(日本円)
☐ Berdasarkan Undang Undang Perdagangan Luar Negeri dan Valuta Asing (Foreign Exchange Law), menyatakan bahwa kiriman uang ini tidak terkait dengan Korea Utara dan Iran. ☐ 外為法における北朝鮮・イラン関連規制に該当しません。		Saya/Kami tidak termasuk orang Foreign PEPs. ☐ Ya ☐ Tidak 外国の重要な公的地位にある者に該当しません。 ☐ はい ☐ いいえ	
TANDA TANGAN PENDAFTAR 送金依頼人 自署 Saya/Kami menyetujui syarat-syarat dan ketentuan yang berlaku dalam “Syarat dan Ketentuan yang mengatur Rekening Kiriman Uang Luar Negeri” dan “SYARAT DAN KETENTUAN UNTUK TRANSAKSI PENGIRIMAN UANG LUAR NEGERI” dan meminta kepada pihak Bank untuk melaksanakan kiriman uang seperti yang tertera di bawah ini. 私/私どもは貴行「BNI外国送金用口座取引規定」「外国送金取引規定」に同意し、下記送金を依頼します。 Saya/Kami akan memberitahukan informasi yang ada di bawah ini sesuai dengan peraturan pasal 3 dari “Law on Reporting Requirements on Cross Border payment and receipts for the Tax Law Compliance.” 私/私どもは「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律」第3条の規定により下記内容を告知します。 Saya/Kami menegaskan bahwa informasi yang Saya/Kami tulis adalah benar, jika terdapat alamat atau tujuan kiriman uang berbeda dengan yang tertulis di bawah ini, Saya/Kami akan segera menyampaikan tambahan informasi kepada Saudara. 私/私どもは本申込用紙に記載された内容に間違いのないことを確認します。また、住所、送金目的等記載事項に変更が生じた場合直ちに貴行まで申告します。		Tahun (年) / Bulan (月) / Tanggal (日)	

INFORMASI PENERIMA MADRID INDONESIA
受取人情報

NAMA PENERIMA*) 受取人氏名 (注：口座名義と同一) *) HARUS SAMA DENGAN PEMEGANG REKENING.		HUBUNGAN DENGAN PENERIMA 受取人との関係
ALAMAT PENERIMA*) 受取人住所 *) ISILAH LENGKAP.		NO. TELEPON PENERIMA 受取人電話番号
BANK PEMBAYAR 支払先銀行名	MATA UANG 送金通貨 送金通貨 以下の通貨の内1つをお選びください。 JPY (円) ➡ ☐ RUPIAH (IDR) インドネシアルピア JPY (円) ➡ ☐ US DOLLAR (USD) USドル JPY (円) ➡ ☐ YEN (JPY) 日本円	
KANTOR CABANG 支店名	TUJUAN KIRIMAN UANG 送金目的 ☐ BIAYA HIDUP KELUARGA / 生活費 ☐ TABUNGAN / 預金 ☐ PEMBAYARAN BARANG / 商品代金支払い [DETIL BARANG / 商品購入内容 NEGARA ASAL / 原産地 PELABUHAN MUAT / 船積地]	
ALAMAT KANTOR CABANG 支店所在地	*JIKA ANDA TAHU. 判明していれば。	
NOMOR REKENING PENERIMA 受取人口座番号	Untuk pembayaran perdagangan perantara, mohon isi kota tujuan. 仲介貿易取引の場合は仕向地の記載をお願いします。 ☐ LAIN-LAIN / その他	

HANYA DIISI OLEH PIHAK BANK 銀行使用欄

TRF No.	取引時確認 ☐ 在留カード ☐ 印鑑証明書 ☐ パスポート ☐ 法人登記事項証明書 ☐ 健康保険証 ☐ () ☐ 運転免許証 ☐ () ☐ 個人番号カード ☐ () ☐ 住民票 ☐ ()	☐ 高リスク取引の確認 ☐ 要 確認記録書作成 ☐ 確認済みの確認	外為法上の適法性確認 - 外為法上許可不要 - イラン・北朝鮮規制関連なし	DGM / SPV
---------	---	--	---	-----------

本人確認書類（個人） 貼付台紙

以下の書類の内いずれか **1 種類**を本台紙またはA4コピー用紙などに貼付し、ご郵送ください。

□ 運転免許証 → 表面と裏面のコピー（両面のコピーが必要です。）

□ パスポート → 顔写真と有効期限のあるページと現住所記入ページに現住所を記入済みのコピー

□ 個人番号カード → 表面 マイナンバー書類としてご提出いただく場合は裏面も必要です。

※変更事項がある場合は、該当事項が記載されている面のコピーも必要です。

※日本国籍以外の方は、在留カードまたは外国人登録証明書の両面コピーを添付ください。

免許証や保険証の表面コピーなど



パスポート現住所面 など
免許証や保険証の表面コピー

免許証や保険証の裏面コピーなど

免許証や保険証の裏面コピーなど

パスポート写真面 など



【ご送付前にご確認ください】

- ★ 現住所が記載されているか。
 - ★ 書類の全面がコピー出来ているか。
 - ★ 書類内容が鮮明にコピーされているか。
 - ★ 本人確認書類の有効期限内※であるか。
- ※当行での受付時点で有効期限内に限ります。



2015 年 12 月 吉日

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の開始に伴う告知のお願い

平素よりバンクネガラインドネシア東京支店を御利用頂き有難うございます。

さて、法令により **2016 年 1 月から**一部のお取引の際に従来の御手続きに加え、下記の御手続きをお願いすることになります。

（対象お取引）

- ・ ご来店、現金書留による海外へのご送金
- ・ **エクスプレス送金のお申込み**
- ・ 定期預金口座のご開設（法人のお客様のみ）

（お手続き）

- ・ 個人のお客様

「個人番号カード」あるいは「通知カード」と運転免許証等の本人確認書類をご提示頂きます。

ご来店されるお客様はカード原本をお持ちください。

現金書留を含む郵送での御手続きをされるお客様は **「個人番号カード」の場合はその表裏両面、「通知カード」の場合は表面と本人確認書類の写しの送付をお願い致します。**

- ・ 法人のお客様

法人番号通知書のご提示または写しの送付をお願い致します。

尚、上記の番号をご提示頂けない場合、その理由をお伺い致しますので予めご了承ください。

お客様におかれましてはお手数をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

バンクネガラインドネシア東京支店

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル

本件ご照会窓口 海外送金 電話番号 03-3214-5622

Surat Pemberitahuan dan Pernyataan My Number

個人番号 届出書 兼 告知書

TO : PT BANK NEGARA INDONESIA (PERSERO) TBK., TOKYO BRANCH

Dengan formulir ini, saya melampirkan dokumen My Number serta memberitahukan My Number saya untuk Pendaftaran Aplikasi Express Transfer dengan Pernyataan.

外国送金用口座登録申込みに際し、個人番号(マイナンバー)を以下の通り届出及び告知いたします。

A: Bagi Nasabah yang mengirim fotokopi dokumen My Number.**A: 個人番号書類をご送付のお客様**

Tempellah fotokopi halaman depan *Tsuchi Card*
atau
halaman depan *Kojin Bango Card*
通知カードの表面コピー
または
個人番号カードの表面コピー

Tempellah fotokopi halaman belakang *Tsuchi Card*
atau
halaman belakang *Kojin Bango Card*.
通知カード裏面のコピー
または
個人番号カードの裏面コピー

B: Bagi Nasabah mengirim fotokopi dokumen My Number.

Apabila Nasabah tidak berkenan melampirkan dokumen My number, mohon mengisi penjelasan alasan mengapa tidak berkenan melampirkan dokumen tersebut pada kolom bawah ini.

B: 個人番号をご提示頂けない場合、その理由を以下の欄にご記入ください。

Berikut ini adalah alasan mengapa saya tidak melampirkan dan mengajukan informasi My Number.

外国送金用口座登録申込みに際し、私は以下の理由で個人番号の届出及び告知をいたしません。

(Mohon isi alasan mengapa tidak berkenan melampirkan informasi My Number 理由をご記入ください。)

Mohon ditandatangani
自署をお願いします。

Tanda Tangan 送金依頼人 自署

Nama Pendaftar 送金依頼人名

Tanggal 記入日

Hanya diisi oleh pihak Bank 銀行使用欄

Signature Verified

☐ Phone : Date _____ by _____☐ Document : Date _____ Mail / Counter / Other()

1. (適用範囲)

当行所定の外国送金依頼書兼告知書、B N I 外国送金用口座申込書兼告知書またはB N I 送金カードサービス申込書兼告知書（以下「外国送金依頼書」といいます。）による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

- ① 外国向送金取引
- ② 国内にある本店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③ 外国為替法規上の（非）居住者と非居住者との間における本店と他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④ その他前各号に準ずる取引

2. (定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 外国向送金取引
送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う次のことをいう。
a. 送金依頼人の指定する外国にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（口座振込）
b. 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（通知払・要求払）
- ② 支払指図
送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。
- ③ 支払銀行
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。
- ④ 関係銀行
支払銀行および送金のために以下のことを行う当行の本支店または他の金融機関をいう。
a. 支払指図の仲介
b. 銀行間における送金資金の決済

3. (送金の依頼)

- (1) 送金の依頼は、次により取扱います。
 - ① 送金の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。
 - ② 送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。
 - ③ 当行は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要です。次の手続きをしてください。
 - ① 外国送金依頼書に、送金原因その他所定の事項を記入してください。
 - ② 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。
 - ③ 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、運転免許証や在留カード等所定の本人確認書類を提示してください。
 - ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
- (3) 当行は、送金依頼人の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、各種確認や資料の提出を求めることがあります。
- (4) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する送金依頼人の回答、具体的な取引の内容、送金依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法等への抵触のおそれがあると判断した場合には、送金の依頼を受けないことがあります。
- (5) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4. (送金委託契約の成立と解除等)

- (1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、取扱番号を付して外国送金依頼書の写し又は送金実行通知を交付します。なお、この外国送金依頼書の写し又は送金実行通知は、解除や組戻

しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。

- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ① 取引等の非常停止に該当するなど送金が、外国為替法及び外国貿易法（以下「外国為替法」といいます。）や米国財務省外国資産管理室による規制（以下「OFAC 規制」といいます。）、その他日本及び外国の外国為替関連法規に違反するとき
 - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - ③ 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
 - ④ 送金依頼人が送金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑤ 送金依頼人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ⑥ 送金依頼人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する外国送金依頼書の写し又は送金実行通知とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (5) 受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (支払指図の発信等)

- (1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。
- (2) 当行は送金実行のために、日本及び関係各国の法令・慣習・外国送金のシステム（スイフト等）が求める要件、及び関係銀行所定の手続き等に従って、次の各号の情報 of ずれか、または全てを支払指図書に記載して、関係銀行に伝達します。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。
 - ① 外国送金依頼書に記載された明細
 - ② 取引整理番号、依頼人の口座番号・顧客番号、及びその依頼人本人を特定する番号等
 - ③ 送金受取人の住所・口座番号、その他受取人を特定する情報
- (3) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行にすることができるとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。
 - ① 当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき
 - ② 送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき
- (5) 前3項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (手数料・諸費用)

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。

- ① 変更手数料
- ② 再送手数料
- ③ 組戻手数料
- ④ 電信料、郵便料
- ⑤ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

7. (為替相場)

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- (2) 第4条第4項、第9条第4項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

8. (受取人に対する支払通貨)

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- ① 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

9. (取引内容の照会等)

- (1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、依頼書の提出を求めることもあります。
- (2) 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当行が行う回答については、第5条第2項、同第3項及び第5項の規定を準用します。
- (4) 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶やOFAC規制による資産凍結等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

10. (依頼内容の変更)

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金依頼書の写しとともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

11. (組戻し)

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金依頼書の写し又は送金実行通知とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ② 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
- ③ 組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼者に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、外国為替法やOFAC規制その他日本及び外国の外国送金関連法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12. (通知・照会の連絡先)

- (1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくとも、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、外国為替法やOFAC規制、その他日本及び外国の外国送金関連法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- ⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

14. (譲渡、質入れの禁止)

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることとはできません。

15. (預金規定の適用)

送金依頼人が、送金資金等を当店の預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

16. (法令、規則等の遵守)

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

17. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当な方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、別途定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2019年7月1日現在)

BNI 外国送金口座取引規定

1. (サービス概要)

- (1) BNI 外国送金口座 (以下「TRF 口座」という) サービスは、送金依頼人がバンクネガラインドネシア東京支店 (以下「当行」という) に、事前に特定の送金先情報等を登録することで、TRF 口座を使用して送金の依頼を行うことができるサービスです。
- (2) 本サービスによる送金取引につきましては、本規定の他に当行の外国送金取引規定により取扱うものとします。

2. (送金の受付)

- (1) 開設される TRF 口座は、送金専用口座とし、その資金は三井住友銀行の指定口座 (TRF 口座と同一番号) を通してのみ受取るものとします。TRF 口座でお預かりした資金は、その口座で指定された受取人宛外国送金を行うために自動的に引落しされるものとします。
- (2) 当行は、三井住友銀行にある当行の指定口座に資金が入金された場合にのみ責任を負い、その国内振込についての責任を負うものではありません。また、国内振込人名が当行の指定した振込人名と相違する場合、指定口座に入金できない場合があります。

3. (送金の実行と保留・停止等)

- (1) 毎営業日午後 3 時までに入金確認のできた資金についてのみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日扱いとさせていただきます。但し、円建て外国送金につきましては、当日午前 11 時までに入金の確認ができた資金のみ当日扱いとさせていただきます。
- (2) 当行は、送金依頼人の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。送金依頼人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、送金を保留または停止することがあります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する送金依頼人の回答、具体的な取引の内容、送金依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法等への抵触のおそれがあると判断した場合には、送金を保留または停止することがあります。
- (4) 送金実行通知は、送金の都度、当店に登録された最新の住所に郵送いたします。発送の保留、停止はできません。送金実行通知は、送金の内容訂正、組戻しの際ご提示いただきますので、大切に保管してください。

4. (解約等)

- (1) TRF 口座を解約する場合には、書面により解約を申し出てください。
- (2) 次の各号の事由の一にでも該当すると認めたときは、当行はこの外国送金取引を停止し、または TRF 口座の保有者に通知することにより解約できるものとします。その場合、解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① この TRF 口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または TRF 口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② 送金が犯罪、マネー・ロンダリング、その他反社会的活動等

に関連している可能性があるというに足る相当の事由があるとき

- ③ 送金目的、資金の原資等が確認できる資料、申告書その他当行が要請する必要書類を提出していただけないとき
- ④ 2 年以上にわたりご使用されないとき
- ⑤ 送金実行通知等の郵送物が送金依頼人に届かない場合でかつ一定期間送金依頼人と連絡が取れないとき

5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当な方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、別途定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2019 年 7 月 1 日現在)

外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加について

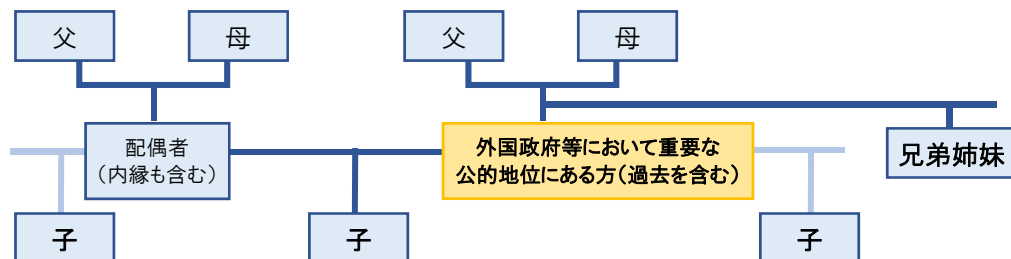
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」)に基づき、対象となるお取引のあるお客様のご本人確認の提示とご職業、お取引を行う目的等を確認(「お取引時の確認」といいます)させていただいておりますが、平成 28 年 10 月 1 日から同法は改正され、内容が一部変更となります。

今回の改正に伴い、外国政府等において重要な公的地位にある方(「外国 PEPs」といいます)等とのお取引に係る確認を追加し、該当のある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等のご対応いただきます。ご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

お客様が以下に該当するか否かを、弊行所定の申告方法にてご申告ください。

- ① 外国の元首の方
- ② 外国において下記の職にある方
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - ・中央銀行の役員
 - ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 過去に①または②であった方
- ④ ①～③の親族の方(ご家族の範囲は下記の図をご覧ください。)

例:配偶者(事実婚も含む)、父母、子、兄弟姉妹、これらの方以外の配偶者の父母及び子(祖父母、孫は該当しません)。



- ⑤ ①～④にある方が実質的支配者の法人

※実質的支配者については、法人のお客様へお渡ししている「実質的支配者に関する記入方法のご案内」をご覧ください。

※外国 PEPs の対象には、国連等の国際機関(条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体)、および日本国政府等において重要な公的地位を有する者は含まれません。

※退任後の経過期間の定めはありません。

※日本国籍の方も、ご家族の方が外国 PEPs に該当する場合はご申告いただきます。

- 過去に確認させていただいたお客様についても、再度確認をさせていただく場合がございます。
- お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合がございます。
- 上記以外の事項に関しても法令遵守のために弊行が確認が必要と判断させていただく場合がございます。

尚、ご申告頂いた内容に変更があった場合は、改めて所定方法にてご申告頂きます。弊行までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

バンクネガラインドネシア東京支店

本件ご照会窓口 海外送金 電話番号 03-3214-5622